

CAD データ交換標準ソフトウェア 利 用 規 約

平成 21 年 3 月 30 日改定

本 CAD データ交換標準ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」と総称します）は、CAD データ交換標準 SXF Ver.3.1（Scadec data eXchange Format の略で CAD データ交換仕様全体を指す（具体的には、1.ISO10303-202（通称 STEP/AP202）サブセットスキーマ、2.フィーチャ仕様書、3.テンプレート））を利用するための共通基盤ソフトウェア（sfc 共通ライブラリ Ver.2.0、Ver.3.0 および Ver.3.1、p21 共通ライブラリ Ver.2.0、Ver.3.0 および Ver.3.1、SXF ブラウザ Ver.1.01（sfc 版）、Ver.2.02、Ver.2.10、Ver.2.11、Ver.2.12、Ver.2.13、Ver.3.00、Ver.3.01、Ver.3.02、Ver.3.11、Ver.3.12 および Ver.3.20 のソースプログラムおよび機械読み取り可能な形式のプログラム）を指します。本ソフトウェアは、CAD データ交換標準開発コンソーシアムの成果（実装用共通ライブラリ、ファイル検証用ソフト、STEP/AP202 ブラウザ）（以下「CAD データ交換標準ソフトウェア {Ver.1.0}」と総称します）を改訂して開発したもので、「CAD データ交換標準ソフトウェア {Ver.1.0}」と改訂作業部分を合わせた全体を指します。本ソフトウェア利用規約（以下「本規約」という）は、利用者と国土交通省の間において、本ソフトウェアの使用に関して合意するものです。

第 1 条（本ソフトウェアの使用許諾）

1. 本ソフトウェアのソースプログラムまたは、SXF 共通ライブラリを利用するにあたっては、本規約に同意の上、「利用申請書」を国土交通省に提出しなければなりません。
2. 国土交通省は、本ソフトウェアを入手された利用者に対し、本規約に定める条件に従い、本ソフトウェアの非独占的な使用を許諾します。
3. 本規約は、将来開発される可能性のある本ソフトウェアのアップグレード版等に対する使用許諾を認めるものではありません。

第 2 条（使用許諾の内容）

1. 国土交通省は、利用者が本ソフトウェアに基づき独自にソフトを開発することを妨げません。
2. 利用者は、本ソフトウェアを利用して開発した旨を明記のうえ、かかる独自開発ソフトを自らの名義で第三者などに、複製、頒布、貸与、配布（電子的にあるいはネットワークを

介して配信することを含みます) し、独自開発に関わる対価を受け取って使用させることができます。

3. 利用者は、CAD データ交換標準SXF Ver.3.1 仕様書に定める仕様の範囲内で、本ソフトウェア (SXFブラウザを除く) の修正、変更、改変 (以下、総称して変更といいます) などを行うことができます。ただし、sfc共通ライブラリVer.3.1、p21共通ライブラリVer.3.1の変更を行った場合には、変更箇所、変更理由を国土交通省に報告するものとします。
4. 利用者が本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布する際には、本規約を原本のまま添付するか、または著作権およびその他の財産権を表示するものとします。

第3条 (使用規定等)

1. 利用者は、本規約に定める条件に従い、本ソフトウェアを特定の目的、使用期間、指定機械、指定オペレーティングシステム及び指定場所等を定めることなく使用する権利 (使用权) を得ることができます。
2. 利用者は、本ソフトウェアを利用して製作した独自開発ソフトについての使用权を設定し、第三者に譲渡することができます。

第4条 (著作権等)

1. 本ソフトウェアは、財団法人日本建設情報総合センター (以下、「JACIC」という) が国土交通省の委託を受け、CADデータ交換標準開発コンソーシアムの成果 (CADデータ交換標準ソフトウェア {Ver.1.0}) を改訂して開発したもので、「CADデータ交換標準ソフトウェア {Ver.1.0}」と改訂作業部分を合わせた全体を指します。したがって、CADデータ交換標準ソフトウェア {Ver.1.0} に相当する部分の著作権は独立行政法人情報処理推進機構 (以下、「IPA」といいます) およびJACICに、また、改訂作業部分の著作権は国土交通省に帰属します。

第5条 (禁止事項)

1. 利用者が、本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布 (電子的にあるいはネットワークを介して配信することを含みます) を行う場合、金銭その他の名目を問わず、本ソフトウェアに関する一切の対価を受領することは固く禁止します。

2. 著作権者の権利を侵害する行為は、固く禁止します。
3. 本ソフトウェアのうち SXF ブラウザ Ver.2.10、Ver.2.11、Ver.2.12、Ver.2.13、Ver.3.00、Ver.3.01、Ver.3.02、Ver.3.11、Ver.3.12 および Ver.3.20 については、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これに類する行為を禁止します。

第 6 条（無保証）

1. 国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアを利用して得られた出力結果に瑕疵のないことを保証しません。また、国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは、利用者が本ソフトウェアを使用すること、または、使用できなかったことに関連して生ずる一切の損害、トラブル（利用者の情報の消失、毀損などの損害を含みますがこれらに限りません）に関していかなる責任も負いません。
2. 国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは本ソフトウェアに不具合、不備等があっても、程度の如何にかかわらず訂正、修正する義務を負いません。
3. 国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害していないことを、保証するものではありません。本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布した結果生じたいかなる損害に対しても、国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは一切の責任を負いません。
4. 本ソフトウェアおよびこれらに付随する情報は、システムの動作例、応用例を説明するためのものです。したがって、本ソフトウェアを利用して独自にソフトを開発する場合には、利用者の責任において設計・開発を行なうこととします。本ソフトウェアを利用して開発された独自ソフトに起因する利用者もしくは第三者の損害に対して、国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは一切の責任を負いません。
5. 国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは、本ソフトウェアに関するお問合せには応じません。
6. 国土交通省、JACIC、IPA および開発担当ベンダは、本ソフトウェアを使用した際に生じた動作不良、ハード、ソフトの損傷について、一切の責任を負いません。

第7条（使用中止）

1. 本ソフトウェアは、国土交通省の事情により、機能の一部または全部の使用を中止させて頂くことがあります。
2. 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、国土交通省は、何らの事前の通知を行うことなく本規約を解約し、利用者に対して、本ソフトウェアの利用の中止を求めることができるものとします。

第8条（本規約の変更）

1. 国土交通省は、本規約を利用者の承諾を得ることなく変更できるものとします。その際、国土交通省の所有するホームページ等にて、変更の内容を公表します。

第9条（本規約の発効）

1. 本規約の効力は、本ソフトウェアの使用と同時に発効するものとします。

第10条（開発委託業者と開発担当ベンダー一覧）

1. 本ソフトウェアの開発委託業者は、下記の者です。

財団法人 日本建設情報総合センター

東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル (03)3505-2981（代表）

2. 本ソフトウェアの開発担当ベンダは、下記の者です。

1) sfc共通ライブラリVer.2.0 およびVer.3.0、p21共通ライブラリVer.2.0 およびVer.3.0

富士通 株式会社

東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター (03)-6252-2220（代表）

2) 共通ライブラリVer.3.1

株式会社ビッグバン

東京都千代田区岩本町2-8-12 NK ビル9 階 (03) 3851-2227（代表）

3) SXFブラウザVer.1.01(.sfc 版)、Ver.2.02、Ver.2.10、Ver.2.11、Ver.2.12およびVer.2.13

株式会社東芝

東京都港区芝浦1-1-1 (03)3457-3842（代表）

4) SXFブラウザVer.3.00、Ver.3.01、Ver.3.02、Ver.3.11およびVer.3.12

株式会社 横河技術情報

千葉県船橋市山野町47-1 横河第2テクノビル (047)435-6111 (代表)

5) SXFブラウザVer.3.20

株式会社 フォーラムエイト

東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー15F (03)5773-1888 (代表)

第 11 条 (その他)

1. 本規約に定めのない事項または本規約において疑義が生じた場合は、当事者の協議により解決するものとします。

以 上